

平成22年 2月 定例会（第297回） 03月05日-03号

第二百九十七回定例奈良県議会会議録 第三号

平成二十二年三月五日（金曜日）午後一時開議

-----

○議長（安井宏一） ただいまより、当局に対する代表質問を行います。

順位に従い、三十一番今井光子議員に発言を許します。——三十一番今井光子議員。（拍手）

◆三十一番（今井光子） （登壇）日本共産党を代表いたしまして、知事並びに関係部長に質問いたします。

まず、桜井市で起きました幼児虐待で幼い命をなくしました智樹ちゃんのご冥福を心よりお祈りをいたします。そして、奈良県として虐待防止の万全な対策をしていただくことを強く要望しております。

最初の質問は、無駄を削って暮らし優先の予算について、知事に伺います。

三日の朝日新聞の夕刊に載っておりましたひな祭りのかえ歌を紹介します。けじめをつけましょ献金に、お金はだめでしょ裏の金、政権にいらしたあの党によく似た感じのことばかり。見事に国民の思いをあらわしていると思います。

昨年、政権交代を実現させた国民は、今新たな政治の探求を続けています。国民の願いは政権交代が目的ではなく、暮らしやすい政治にしてほしいということです。一握りの大企業の成長のために雇用や下請中小企業の営業、社会保障が犠牲にされてきた結果、日本経済の土台が大きく傷ついています。二〇一〇年の経済成長はプラスになっていますが、雇用者報酬はマイナス、パート・派遣の不安定就労はもとより、フルタイム労働者の平均給与でさえ月二十九万四千五百円で、前年度一・五%の減少です。これは一九七六年以来過去最低になります。日本共産党は、県民の暮らしが大変なときこそ、高い国民健康保険料の引下げや介護保険料の減免、後期高齢者医療保険料の引上げストップ、子ども医療費助成制度の拡大などを進めるべきだと考えます。

このたび奈良県の新年度予算が出されました。法人税、個人県民税の税収が落ち込み、国からの地方交付税と県債によってしのいでいる厳しい状態です。さらに人件費や職員削減はもとより、教師の定数内講師に見られるように非正規雇用を進め、本来住民サービスに努めるべき地方自治体が行うべきではない方向で経費を抑えています。既に一度破綻した関西学研都市高山第二工区の開発を再度検討する予算、リニア中央新幹線促進に二百二十八万円、関西空港第二期工事の出資なども続けています。京奈和自動車道大和北道路の建設、県営プール跡へのホテルの誘致、県立医科大学の高山移転を検討するなど、開発優先の流れが基本にあるように思われます。さらに、ポスト一三〇〇年祭構想では、南部を元気にする構想で、平城京の大極殿院での吉野、高野、熊野の建国宣言に一千五百万円も

かけます。南部でしてこそ意味があるのではないかと思うが、百億円もかける平城遷都一三〇〇年記念事業では、多額の費用をかける会議も予定していますが、県民にとってどのような必要があるかわかりません。もちろん、私たちが要求してきた県内企業の実態調査、県立大学の授業料の減免、がん対策や周産期医療など、地域医療再生基金事業や県産材の林業支援などの予算化はされております。

そこで、知事に伺います。県民の暮らしの大変なときこそ、福祉の支援や雇用対策など暮らしの向上につながる予算に重点を置くべきと考えますが、平成二十二年度当初予算の状況についてお聞かせください。

次に、平和の問題で二点質問いたします。

核兵器廃絶について質問します。

核兵器のない世界を目指して、五月にニューヨークで二〇一〇年NPT核拡散防止条約再検討会議が開催されます。奈良県から、私も含め代表団が要請行動に参加する予定です。二十一世紀の今も二万六千発の核兵器が世界の平和と安全を脅かしています。どうしたら人類は核兵器のない世界に到達できるのか、今や核兵器のない世界への追求は、核保有国も含めた世界の圧倒的世論になっています。核保有国には、二〇〇〇年五月のNPT会議で核兵器廃絶の明確な約束を実行することが求められています。二月には、パリで核兵器廃絶を掲げる団体グローバルゼロの初めての世界サミットが開かれました。グローバルゼロは、二〇〇八年に期限を切った核兵器廃絶協定の成立を目指す国際的な運動体として、カーター元アメリカ大統領、ゴルバチョフ元ソ連大統領などの呼びかけで結成されました。国際連合のバン・ギムン事務総長は、核兵器にードル費やされれば、学校、医療、命につながる技術の研究など、費やされるお金がードル減ることになると指摘し、グローバルゼロは単なるスローガンではなく、我々は達成できるし達成しなければならない現実目標であると強調されました。

一方では、核兵器があることが平和を保つという考え方、核抑止力論があります。元アメリカ国防長官のジョージ・シェルツ氏は、核兵器は非道徳だ。現代社会にあって、一体だれが核兵器のボタンを押せるだろうか。何十万人、何百万人という人が死ぬとわかっている核兵器を落とせるわけがない。文明国の指導者であれば核は使えない。使わなければ抑止力にならないと述べています。一九五〇年、スウェーデンのストックホルムで開かれた平和擁護世界会議には、世界中から核兵器廃絶を求めるストックホルム・アピール署名五億人が集まりました。その国際世論が、当時トルーマン大統領が朝鮮戦争で、核兵器は使いたくないが、使う用意があると発言しながら、核兵器の使用をさせなかつた大きな力になりました。

今度の世界会議に向けて、日本では一千二百万人の署名が取り組まれています。地元の北葛城郡では先日、王寺町、河合町、上牧町、広陵町の首長さん全員が署名をしていただき、賛同をいただきました。奈良県では県下の全自治体が非核平和都市宣言を行っております。

知事は、核兵器のない世界についてどのように考えているのか。また、核兵器のない世界に到達するために奈良県でどのようなことができるかと考えているのか、お聞かせください。

平和の問題の二つ目は、米軍機の低空飛行問題で、危機管理監にお伺いします。

昨年のお盆のころ、十津川村の玉置山山頂付近で、山の下の斜面を込之上方面に向かつて飛ぶ米軍ジェット機を目撃した、パイロットのヘルメットを見たという情報が日本共産党に寄せられました。和歌山県では平和委員会が目撃情報を記録しておりますが、昨年八月十二日午前九時十二分、椿山ダム上空での米軍機を確認していました。これまでにも和歌山県平和委員会が神奈川県大和市平和委員会に確認すると、厚木基地にアメリカ原子力空母ジョージ・ワシントンが来ているとき、搭載されている戦闘機 F A一八、 E A六が飛び立った日時と目撃情報がほぼ合致していることがわかりました。現在明らかになっております米軍の低空飛行ルートは全国で七ルートです。厚木基地から日高川町の椿山ダム、切目崎、高知県、愛媛県を通り岩国基地に至るルートは、オレンジルートと名づけられた重要なルートです。オレンジルートでは一九八七年八月十二日、十津川村で標高一千メートル級の山に囲まれた幅一キロメートルの谷間に渡してある木材搬出用ワイヤーロープを、地上二百メートルの超低空飛行で飛んできた米軍機が切断するという事故が起きました。一九九一年にも同様の事故が起きています。当時県民から責任追及と軍用機の飛行訓練の即時中止を求める声が上がり、県議会は、奈良県上空で米軍機の一切の飛行訓練の即時中止を要望する決議を行いました。その後、奈良県上空での飛行訓練は中止されていたと思います。過去の事故の際、どことどのような約束になっていたのか、伺います。

ことしは日米安全保障条約の改定から五十年目です。日米安全保障条約では、日本の領土のどこでもアメリカ軍が自由に訓練に使える内容になっています。しかし、アメリカでは、ジェット機の低空飛行訓練は野鳥の生態系に害を及ぼすという理由で厳しい規制があります。日本国民はアメリカの野鳥以下の扱いです。目撃情報は、わずかな情報であっても、外務省、防衛省に対して伝えていくことで、奈良県上空では訓練させないように求めることが重要ではないかと思います。いかがでしょうか。また、県民が米軍ジェット機を目撃したり、騒音を聞いたときはどこに連絡をすればいいのか、お聞かせください。

奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例について伺います。

奈良県の八割の面積を占める山林が、今深刻な危機を迎えています。県の森林面積の九五%が民有林です。そのうちの六二%が杉、ヒノキの人工林で、戦後の復興期に植林された木が間伐の時期を迎えています。実際は毎年五、六千ヘクタールで六割の間伐です。四割は放置されたままになっているのです。林業が業として成り立たない、それによって進む山林の荒廃が各地で土砂災害を起こしています。人口の過疎化が進み、限界集落が点から面にと広がってきてています。森林をどのように再生するかは、奈良県にとって重要な課題になっています。

今回、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例が提案されました。この条例が林業や製材業、山村集落の崩壊とも言える高齢化、過疎化の実態を回復する施策になるのか、今後の取り組み状況を注視していきたいと思います。

全体的に見ますと、林業、木材産業には入り口と出口があります。入り口は木を育て伐採する部分と、出口はそれを原料として加工し販売する部分です。出口の分野では最も大きな市場は建築と関連産業ですが、住宅建設は一九七三年のピーク時に百九十万戸から、二〇〇九年には七十八万戸とピーク時の二分の一に落ち込み、その上、すべてが木造ではないため、需要はさらに落ち込んでいます。製材業者の廃業、倒産で製材業も衰退の一途をたどっています。杉、ヒノキの出荷はピーク時の七分の一、五分の一、価格の暴落は、杉がピーク時の三分の一、ヒノキでは四分の一以下です。再生産を維持できない木材価格は買い手相場になって、林業の衰退になっています。それはまた、低価格の外材輸入によっても大きくダメージを受けています。一方、入り口にある林業は、出口がどんなに困窮しているとも出口の業界に原料を提供することしか方策がなかったのではないでしょうか。

林業は、一次産業の中でも農業などと大きく異なるのは、完全な木を育てるのに三十年、五十年、百年と長期の歳月がかかることです。その間、台風や病害虫など大きなリスクを抱えます。間伐も、以前は間伐材が足場などに利用されておりましたが、今日ではその販路も閉ざされ、間伐材の収入は皆無になっています。間伐しない山の木は、光が差し込まなく、細く粗悪です。搬出してもコストに見合わず、放置された間伐材は大雨に流され、鉄砲水のようになって山や河川の災害をもたらしています。こうした結果、山で働く労働者や村民の持続的、安定的な仕事が奪われ、収入源を失った村は高齢化、過疎化が進んでいます。今日の林業問題は極めて構造的なものであり、思い切った発想の転換と資金の投入が求められていると思います。林業の基本は、生産費に見合った価格で市場に安定して販売されることです。それには、木材そのものの利用だけではなく、木材の成分を活用した新しい研究や開発で質的転換を図ることが重要です。また、県立病院建替えや中央こども家庭センターの建替えなど、公共施設の建設計画がありますが、こうしたところにこそ県産材を使用すべきと考えます。

森林の所有形態は、五十ヘクタール以上の所有が一%、五ヘクタール以下の小規模所有者が八七%を占めています。県内では五万六千四百六人が山林所有者になっていますが、森林組合に加入しているのは三割にすぎません。また、不在地主は四九%と半数で、この山をどう全体で管理するかは大問題です。岡山県の西粟倉村では、森林管理協定を結んで、村の森林を長期契約で村が無料で管理し、利益が上がれば還元する方法がとられています。奈良県でも、山林の所有権と管理権を分けて全体で考えなくてはならない時期を迎えていくと思います。森林組合などにそれを委託して計画的管理が必要ではないでしょうか。また、林業の共同化の中で、山林の所有権と管理権を分け、放置林をなくして奈良県の山に命を吹き返していくことが、奈良県の活性化につながっていくと思います。

条例は、つくっただけでは絵にかいたもちに終わってしまいます。これをどのように県民に知らせ、県民や関係者の意見をくみ上げて具体化しようとしているのか。この条例を制定することで、知事はどのような奈良県の未来の林業を考えているのか、お伺いします。

次に、住宅リフォーム制度について伺います。

秋田県がことし三月から、住宅の増改築・リフォーム工事に助成する住宅リフォーム緊急支援事業を創設します。同事業は、住宅リフォーム工事費の一〇%、上限二十万円を助成するもので、工事費五十万円以上で、県内に本店を置く建設業者の施工が対象です。対象戸数七千戸、三月から受付けを開始し、事業期間は二〇一一年の三月までです。そのために十二億六千万円の債務負担行為を設定しています。県レベルでは新潟県、島根県に続いて三番目、新潟県、島根県は県産材の使用に限定されていますが、秋田県では、より利用しやすくなっています。県内では地元の広陵町で商工業者の要望が実り実現しましたが、広陵町では十万円を限度に、リフォームにかかった費用の一割を町の商品券で助成するものです。平成十七年七月から実施されていますが、二百五件の申請があり、千六百万円の予算に対して三億五千万円の工事が施工されており、二十一・七倍の経済効果があったとされています。建設業者にも、また住民にも好評です。ところが、家を建て替えてもらった業者に頼みたいが、他町の業者という場合は利用できません。山形県庄内町でも三十倍の経済効果と言われています。県がこの制度を導入してもらえば、その経済効果はもっと大きいものになります。山形県のある工務店の社長は、五件の受注で七千万円の工事費、基礎、製材、サッシ、建具など二十社近くがかかわり、延べ二百人が仕事をしていると述べています。

中小業者の仕事おこしのためにも、奈良県で住宅リフォーム助成制度を実現し、県産材利用の場合はさらに上乗せをするなどしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、雇用対策について質問します。

奈良県では二〇〇九年の有効求人倍率は〇・四八と、前年に比べて〇・二五も減っています。完全失業者は三万一千人と、前年より六千人も増加、二〇〇九年六月から十二月までの雇用保険の支給切れの労働者は九千三百八人、そのうち解雇・雇いどめによるものは三千二百二十九人と三分の一です。県は、緊急雇用対策・ふるさと雇用を活用して二千人ほどの短期・一時的雇用を創設しておりますが、安定雇用を求める県民のニーズとはかけ離れたものになっています。完全失業者のうち世帯主の失職が二十二カ月連続で増えています。

このような社会背景のもとで、本県では、正規雇用を創出するには県がみずから行っている職員採用のあり方を変える必要があります。教員の採用では、定数内講師を正規雇用に変えるだけで一千人の雇用創出が可能になります。消防本部は定数に対して百十七人不足、土木の技術職員は九年間に百十二人が削減されています。年間六千四百九十六件もの相談に乗る消費生活相談員は、十二名全員が非常勤です。健康づくりといいながら、栄養

士は県知事部局で六人と少ない状況です。保健師は全国平均以下となっています。日々雇用職員は平成十八年から三年間で九十九人も増えています。

そこで、総務部長に伺います。県は県民サービス向上のためにも、専門職種を含めて正規雇用職員を採用する必要があると考えますが、採用に当たっての県の考え方をお聞かせください。

国では、労働者派遣法の改正案が労働政策審議会に諮問されています。ここには二つの大きな抜け穴があり、問題です。一つは、製造業は原則禁止と言いながら常用型派遣を禁止の例外としている点です。厚生労働省は、短期雇用を繰り返しても一年を超える場合は常用雇用とみなされます。実態は、五十六万人の派遣労働者の六三%が政府の言う常用型で、原則禁止ではなく原則容認になっています。もう一つは、登録型派遣の原則禁止を言いながら、専門二十六業務を禁止の例外にしています。三百九十九万人の派遣のうち百万人の労働者が専門業務とされ、パソコンを使うことでさえ専門業務とみなされ、これも抜け穴になっています。

商工労働部長に伺います。労働者の雇用を守るために国に対して、抜け道のない抜本改正を求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、奈良県の水問題について質問します。

県ではことしから、人口減少の中で人口増を想定し、実態に合っていないかった長期水需給計画の見直し、健全な水循環の構築を目指した水環境ビジョンの策定、さらには、六月議会に提案される予定の、県営水道料金を引き下げて二段階料金制度の導入検討を盛り込んだ県営水道中長期総合計画、県営水道ぶらん二〇一九など、次々と水に関する基本をまとめました。これまで日本共産党は、大滝ダムの負担金が水道料金を引き上げることにならないようにと求め続けてきた内容を反映しており、その努力を認めるものです。

しかし、これらの計画の大前提是、大滝ダムが平成二十四年に完成して稼働できることが大前提になっています。大滝ダムは昭和四十七年、伊勢湾台風の被害を防ぐために治水ダムとして、昭和五十二年の完成をめどに二百三十億円の事業費でスタートいたしましたが、その後、工事が進むたびに地すべりや亀裂が次々と繰り返され、六回の計画変更が行われ、事業費は三千六百四十億円と当初の十六倍にもなっています。地すべり地帯に安全を確認しないでダムを建設した国の責任が問われます。これ以上エンドレスで財政負担をすべきではないと考えますが、県は、試験湛水の結果、またダムが使えなかった場合にはどのように対応する考えか、お伺いをいたします。

最後に、中小企業高度化資金について質問いたします。

県がヤマトハイミール食品協業組合に対して貸し付けた二十億円の中小企業高度化資金に対して、県は回収を怠ったとする裁判の判決が昨年十二月十七日大阪高裁にて下されました。柿本前知事に対しては、平成三年十一月二十八日から平成十九年五月二日まで知事の職にあり、貸付けに関して繰上償還請求、強制執行等債権回収の職務権限を有していたとして、平成十三年以降、速やかに繰上償還の通知を行った上、貸付け残金全額等につい

て履行請求、強制執行等の措置をとるべきであったのに、在任中は各手続を全くとらなかったのであるから、その過失によって違法に債権管理を怠ったものと評価せざるを得ないと認定しています。ヤマトハイミールが倒産して県が回収できたのはわずか六千百四十六万円にすぎません。前知事に損害賠償を支払うように求めた点は、損害が発生した事實を認めるに足らずとの理由で棄却されました。二十億円不正融資等を究明する会は、それを不服として最高裁に上告いたしました。

前知事は知事を四期務め、一億七千万円もの退職金が支払われておりますが、一般に職員が違法行為を行った場合に退職金返還など罰則規定が定められています。特別職の規定はありません。退職金の返還など一定の賠償責任を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

昨年十二月二十四日、これに関するもう一つの裁判の判決が下りました。県が平成十九年九月に初めて連帯保証人への請求を行ったことで、連帯保証人の一人が、自分は印鑑を偽造されており返済責任はないと、県を相手に提訴したものです。私は当初から、貸付けそのものがおかしいと思っておりましたので、裁判の傍聴にも行きましたが、結果は、実印が使われていたことで責任があると、敗訴しております。証人尋問の最後に裁判長は組合員一人ひとりを読み上げて、Y氏に知っているかと質問しておりましたが、理事長以外は知らないと答えておりました。県は連帯保証人に対して、公正証書に基づき連帯責任を求めております。公正証書は二通、平成二年二月二十二日十六億円の貸付け、平成三年六月六日に四億円の貸付けに対して作成されております。十六億円は平成二十一年十一月三十日、四億円は平成二十三年二月二十七日が返済期限です。これは当時の上田知事と組合が取り交わしておりますが、知事は、県の担当職員Aに代理人を委任し、組合側の連帯保証人五人は別の担当職員Bに代理人を委任しています。委任状で代理人を立てる場合に、契約の相手を自分の代理人にすることはできないとされています。この場合、組合が県から資金を借りるに当たって、組合の代理人を県の職員に委任することは本来できないではないでしょうか。それとも、県がつくった組合なのでしょうか。公正証書には連帯保証人の氏名の後、代理人A及びBは、氏名を知り面識があると書いてあります。連帯保証人のY氏は、委任したとする県の職員を見たこともないと言われております。そこには、Y氏はヤマトハイミールの設立には何ら関与されておらず、連帯保証人になっていただいたこともありませんと書かれています。

二月一日、私は国の中小企業基盤整備機構に行ってまいりました。中小企業高度化資金の貸付けについて県が貸し付ける場合に、県も組合側も県の職員ということは一般的なのかと聞きましたところ、あまり聞いたことがないと答えています。真に連帯保証をしていれば、当然返済の責任が生じますが、もし見せかけの組合をつくるために本人の知らない間に利用されたとするなら、県は貸付けそのものの間違い、保証人への請求そのものの間違いと、二重に大きな誤りを犯すことになります。

そもそも貸付けに問題があるのではないかと質問を続けてまいりましたが、この問題については監査請求で十年経過しているので時効との判断で却下されており、全く検証がされていません。民法の損害賠償請求権、不法行為の時効は二十年ですので、まだ終わっていません。県は無理やりつくった組合であることを承知の上で請求しなかったのではないかとの疑問さえ生じます。回収ができなければ、いずれ最終的には不良債権の処理として議会に提出されることが推測されますが、そもそも貸付けの際の手続などについて正当なものであったのか、荒井知事は知事の監査権を使って監査をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

壇上の質問はこれで終わります。答弁によりましては自席より質問させていただきます。(拍手)

○議長（安井宏一） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

最初のご質問は、予算編成の考え方、予算の重点をどこに置くべきかというご質問でございます。

予算は、現に住んでおられる県民の暮らしの向上のために使われるべきは当然であると考えますが、それとともに、将来の県民の暮らしも豊かに維持されるように、将来への投資が必要であることも当然であると思います。特に県債を発行して借金をして施策を行うときは、借金のツケだけを子孫に残さないように、予算の効果が将来にも残るように心がけていく必要があると思っております。そういう意味で、本県の行財政運営の基本的立場は、持続可能な財政の確立と、現在及び将来のために必要な施策の実行を両立することにあると考えております。これを具体化するための平成二十二年度当初予算におきましては、引き続き経済活性化と暮らしの向上を二本柱として、本県の実情に即した効果的な施策の実現を目指しているところでございます。

そこでまず、暮らしの向上に係る施策を申し上げますと、福祉の充実の面では、施設・在宅両面からの福祉サービスの充実や障害者、高齢者の就労支援、子育て支援など、県民の方々が安心して暮らせるよう、各般の取り組みを進めているところでございます。また、現下の厳しい雇用情勢に対応するため、県・市町村を合わせて約二千百人の新たな雇用を創出するふるさと雇用対策や、女性、ひとり親家庭、障害者等を対象にしたきめ細かな対策も予算に計上しております。そのほか、健康づくり、地域医療の充実、家庭・学校・地域が連携して取り組む教育の充実、安全・安心の確保、景観と環境・まちづくりなど、県民の暮らしに直接かかわる課題について、施策の充実に努めたところでございます。

一方、本県の経済活性化に向けた取り組みも、もちろん県民の方々の現在及び将来の暮らしにつながるものでございます。産業の活性化や観光の振興、消費の拡大、農林業の振興などについて、将来に向け新しい芽が出るよう、さらに積極的に推進していきたいと思

っております。また、これらを支えるために効果的な基盤整備、インフラの整備、市町村支援、協働の推進などにも目配りをしてきております。

これらの施策の立案に当たりましては、本県の現状分析や県民のニーズの客観的把握に努め、これまでの取り組み成果を評価して、どのような手法が真に有効であるかについての知恵を、職員とともに知恵を絞り、議論を重ねてきております。実行に当たっても、最大限の効果が発現するよう努めてまいりたいと思っております。

二つ目は、平和問題、特に核兵器のない世界についての所見のお問い合わせがありました。

核兵器のない世界の実現は、県民はもとより、すべての人々の切なる願いであると思っております。

本県における取り組みについてでございますが、本県には世界的な歴史文化遺産が数多く存在し、それを本当に力を込めて保存・継承してきたところでございます。さきの大戦で空襲が少なかったことも、歴史文化遺産に対する人類共通の認識があつたためと言われておりますし、最近では、中国の梁思成先生など、奈良を守るために尽力をしていただいた方の顕彰も行われようとしております。歴史文化遺産は国民を守る手段にもなり得るものという証明があろうかと思います。本県では、昭和六十三年に国際文化観光・平和県を宣言いたしました。このような精神を受け、今日でも、本県が有する歴史文化遺産などの特性を活用して、奈良とゆかりの深い中国や韓国などの東アジアの国々との交流を推進しようとしております。既に、韓国の百濟地方に当たります忠清南道とは文化・観光交流協定を締結しておりますし、昔の長安の都のありました中国陝西省とは、平城遷都一三〇〇年を契機として、友好提携の締結を目指して交流を進めてきております。国際的な観光と文化の交流は、平和の醸成につながるものであります。このような東アジアの地方政府との交流そのものが、核廃絶に向けての奈良県らしい取り組みであると思っております。平城遷都一三〇〇年祭の中で、このような東アジアを視野に入れた取り組みが、地域の平和の実現に向けて一步でも前進する契機となりますように努めていきたいと考えております。

奈良県の森林づくりについて、林業振興についてのお問い合わせがございました。

今県議会に奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を上程させていただいておりますが、本条例は、森林や林業・木材産業に係る課題を克服し、奈良の森林・林業の現状をよくしたいという思いで制定しようとするものでございます。森林づくりの観点と林業・木材産業の振興の二つの観点から、必要な施策の方向性を示そうとしております。

まず、森林づくりでございますが、県内の民有林について、木材生産林と環境保全林の二つに大きく区分しようとしております。木材生産林は、主として木材資源の循環利用を図る森林でございます。また環境保全林は、主に景観の保全や生物多様性などの発揮を図る森林でございます。その区分に応じて必要とされる施策の展開を進めたいと思いますが、そのようなことにより、放置森林を解消するとともに、林内への立ち入り利用や良好な景

観眺めの場所を確保するなど、森林を多様な視点で活用するということを心がけていきたいと思います。

林業や木材産業の振興の点につきましては、県産材の安定供給と利用の促進、それとともに林業従事者の育成を中心に取り組んでいきたいと思っております。安定供給対策では、高性能林業機械の導入や林内路網の整備により、出材量の安定化と生産コストの低減を促進したいと思います。利用促進対策におきましては、利用者ニーズに合致した木材や木製品の供給施策などを重点に進めていきたいと思います。これらによりまして、安定した木材需要と供給体制の構築を目指し、木材生産林での木材資源の循環利用を長期間にわたり持続的に推進できるようにしたいと思います。

また、当該条例の制定におきましては、昨年四月から森林審議会におきまして検討を重ねてまいりまして、市町村等との意見交換会やパブリックコメント等によって県内の意見の把握にも努めてまいりました。これからは、木材生産林と環境保全林の森林区分の具体的作業に入るわけでございますが、ことし一年かけて行うことになります。その際は、県が基準を示し、市町村単位で、森林所有者や関係者等への制度周知や意見聴取を行いながら進めたいと思っております。

森林の所有と管理の分離についてのご意見がございました。重要な視点だと思います。これらの区分の作業や施策の実行を通じまして、森林関係者の理解醸成に努めたいと思います。個人での整備や保全が困難な場合には、森林組合など林業事業体への施業委託などにより、長期的な管理を確保する取り組みについてもあわせて推進してまいりたいと思います。

さらに、本条例におきましては、県、森林所有者、森林組合などの事業体、木材産業関係者の責務と、県民の役割について明文化をしております。関係者がみずからの責務や役割に基づき、意欲的に取り組んでいただくことが不可欠でございますが、県といましても、積極的な取り組みを行われる方に対してはこれを支援してまいりたいと考えております。

木材の保存と活用は、極めて長期的な展望に立って行うべきものでございます。県があるべき方向性を示しながら、環境面でも経済面でも持続可能な奈良県の森林づくりと林業・木材産業の振興を目指して取り組んでいきたいと思います。

住宅リフォームについてのお問い合わせがございました。

住宅需要が低迷しているのは全国的な傾向でございますが、本県におきましても、住宅着工件数はこの十年間で約三割減少しております。一方、リフォームにつきましては、既存住宅を有効に活用する意識が高まっており、需要の落ち込みはそれほどでもございません。今後、これを推進することが住宅建設業の活性化にもつながるものと考えます。県におきましては、住宅需要を喚起する経済対策として、新年度予算におきまして、新築住宅及びリフォーム住宅に対しまして、県独自の支援制度の創設を議会にお願いしているところでございます。制度の内容といたしましては、国の住宅版エコポイント制度を活用した

住宅を対象に支援を実施しようとしております。新築につきましては、県産材を活用したもの、リフォームにつきましては、景観に配慮した屋根・外壁改修または耐震改修を行つた方々に対しまして、県内で使用できる商品券、平城遷都一三〇〇年記念プレミアム商品券と仮称しておりますが、を交付しようとしております。このような支援制度により、県内の住宅新築及びリフォームの需要が増加し、一定の経済効果が見込まれると考えております。また、県内のみで使用できる商品券の交付により、県内の消費喚起にもつながるものと考えております。新築住宅に県産材を使用する場合の県独自の補助制度は二年前から既に実施しておりますが、ご質問のリフォームに係る県産材利用への支援につきましては、今までやってまいりました、あるいは今年度しようとしております一連の支援措置の利用の実績、効果の程度を検証しつつ、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

水問題に対するご質問が私に対してございました。奈良県の水問題、大滝ダムに関するご質問でございます。

大滝ダムは、ご指摘ありましたように、昭和三十四年の伊勢湾台風による甚大な被害を契機に計画されたダムでございます。紀の川沿川地域の水害を軽減するための洪水調節、治水の面、水道用水及び工業用水の供給、利水の面を目的とした多目的ダムでございます。本県にとりましては、治水、利水両面で必要不可欠なダムだと思います。大滝ダムが完成いたしますと、県内の水の供給は大変安心したものになります。京奈和自動車道のような高速道路の設置に劣らない効果が水の面であると思います。そのようなダムでございますので、国に対しまして、ダムの早期供用と関係住民の安全確保を強く要望してきております。

三千六百四十億円という大変高額な事業費でございますし、費用が增高してきたというご指摘でございます。その要因といたしましては、川上村の中心地が水没するということでございますので、補償世帯数が多い上、集落ごとにダム湖上部に移転するズリ上がり方式と呼ばれるような代替地造成を行ってきておるためという面もございます。国道付替えや地すべり対策工事等の対策に時間と費用を要したことなどが挙げられております。

最近におきましては、国において、白屋地区での亀裂発生に対する地質学や地すべり工学の学識者等から成る委員会を設置されておりまして、原因解明と対策工法の検討が行われて、安全対策を講じてきておられます。現在、大滝地区と迫地区で地すべり対策工事が実施されております。平成二十三年度中に工事を完了し、平成二十四年度中には試験湛水を行い、平成二十五年度から供用開始されるものという予定でございます。ダムの工事は急峻な地形で行われること、また、ある程度まで工事が進むと、引き返すのにも多額の費用を要するという宿命的困難のもとで、努力をしていただいておるよう思います。

ダムが使えなかった場合という想定のご懸念でございますが、今までのところ、これまでの長年の経過と経験から判断して、そういう事態は想定されていないように思います。仮に基本計画に変更が生じた場合の対応につきましては、議会の議決を得るのは当然のこととございますし、事由の内容に応じた県の負担についても、慎重に対応していく考えでございます。

いずれにいたしましても、国においては、貯水池全体の安全性を確保するために最大限の手を尽くしているというふうに聞いておりますし、県といたしましても今後とも、国と緊密な連携をとりながら、住民の安全確保と大滝ダムの早期完成を目指して協力していきたいと思います。

ヤマトハイミールの中小企業高度化資金についてのお問い合わせが二問ございました。

地裁での前知事の過失認定につきまして、退職金の返還など一定の賠償責任を求めるべきと考えるが、どうかということでございます。

大阪高裁判決によりますと、前知事らに対する損害賠償請求は棄却されております。私は、法の支配が世の中で最も大事なルールだと思っておりますが、司法は、個人の権利・義務の判断の上で最も尊重されるべきものだと思います。前知事個人に対する訴えについては、上告をされ裁判係争中でございますので、今後の推移を見守っていきたいと思っております。したがいまして、退職金の返還を求める考えはございません。

貸付けの際の手続などについて、私の監査権を使って監査をすべきではないかというご質問がございました。

ヤマトハイミール食品協業組合への中小企業高度化資金貸付けにつきましては、県と当時の中小企業事業団が共同してその事業計画などについて検討した上、貸し付けたものであると聞いております。その貸付けの翌年度に監査委員による監査を受けております。また、国の会計検査院による検査も、平成二年と平成六年に本組合に対して実施され、いずれも、その貸付けに当たっては問題なしとされており、適正に貸し付けたものと認定されていると認識しております。また、先ほど申しましたように、民事の裁判は、返済の責任の存在及び帰属の最終的な判断でございますので、そのようなことも踏まえまして、現在、知事の監査権を使って監査を要求することは考えておりません。

お問い合わせに対する私の答弁は以上でございます。残余は関係部長から答弁をさせたいと存じます。

○議長（安井宏一）　川端危機管理監。

◎危機管理監（川端修）　（登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、平和問題についての二問目、米軍機の低空飛行の関係でご質問がございました。昨年の低空飛行の情報を聞いているが、過去の事故の際に奈良県上空での飛行訓練が中止されたと思うが、どことどのような約束になっていたのか。また、わずかな情報であっても、外務省、防衛省に対して伝え、奈良県上空での訓練をさせないように求めることが重要ではないか。また、県民の目撃、騒音を聞いたときにはどこに連絡すればいいのかというご質問でございました。

本県では、昭和六十二年と平成三年の二度にわたり、十津川村におきまして、米軍機の低空飛行により、木材搬出用に架設されたワイヤーロープが切断される事故が発生いたし

ました。その際、県といたしましては、いずれも強い遺憾の意を表明いたしますとともに、外務省及び防衛庁に対し、本県における飛行訓練の中止等について、米軍当局に強く申し入れるよう要請いたしました。県議会におかれましても、飛行訓練の中止の決議、意見書の採択など、政府への働きかけを行っていただいたところでございます。これらを受けた政府からの申入れに対しまして、米軍側からはそれぞれ回答が寄せられておりますが、平成三年の事故の際には、事故再発防止のための所要の措置が講じられるまでの間、当該地域での低空飛行を暫時停止するという趣旨的回答があつたと、関係省庁から連絡を受けているところでございます。

議員ご指摘の昨年夏の目撃情報につきましては、地元の十津川村役場に照会いたしましたところ、村役場ではそのような情報は聞いていないとのことでありました。また、外務省及び防衛省の担当窓口に電話照会いたしましたところ、いずれも、飛行の日時、場所等の情報が明確でなく、相当の日数を経過していることなどから、米国側に照会し、回答を得るのは困難と思われると聞いているところでございます。

いずれにいたしましても、本県では、過去においてさらに重大な事態につながりかねない二度の事故が発生しているところであります。また、県民の生命、財産を守る立場から、今後とも、飛行訓練等の事実が具体的に確認された場合など、必要に応じ、本県上空での飛行訓練の取りやめを強く要請していかなければならないものと考えるところでございます。

なお、過去の事故発生の際にも、十津川村役場と連携して対応してきたところであります。今後、飛行情報があったときには、県の担当は防災統括室でございます、または十津川村役場にご連絡をお願いしたいと考えております。そのような情報があった場合の情報収集と県への連絡について、改めて村当局にお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安井宏一） 稲山総務部長。

◎総務部長（稻山一八） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

質問は、雇用対策について、県民のサービス向上のためにも、専門職種も含めて正規職員を採用する必要があると考えるが、採用に当たっての考え方を伺いたいということでございます。

本県では厳しい行財政環境のもと、持続可能な財政運営の取り組みとして、定員削減計画を策定し、着実に定員削減を進めているところでございます。しかしながら、県民サービスを低下させないことも重要であることから、正規職員の採用についても努力しているところでございます。

最近における職員の採用状況につきましては、平成十八年度で三十七名、平成十九年度で八十九名、平成二十年度が八十五名、平成二十一年度では百十八名と増加を図っており、

団塊の世代の退職者増にも対応しているところでございます。また、議員お述べの専門職の採用については、その業務内容、業務量、退職者の状況等を考慮しながら、毎年必要に応じた採用数の確保に努めており、特にここ数年におきましては、医師、看護師等医療職種について定員増を図ってきており、来年度も定員増で対応したところでございます。また、今年度は新型インフルエンザへの対応を行うため、九年ぶりに保健師の採用試験も実施し、五名の採用を予定しているところであります。さらに今年度から、民間で培った経験を県政に反映させるため、新たに社会人経験者の採用試験も行い、八名の採用を予定するなど、幅広くかつ円滑な県政運営を進めるため、多様な人材の確保にも取り組んでいるところでございます。今後とも、県民サービスの低下を招かないよう十分留意し、社会情勢を見きわめながら職員の採用に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（安井宏一） 福田商工労働部長。

◎商工労働部長（福田将人） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私には、雇用対策の二番目として、労働者派遣法の抜本的改正を国に対して求めていくべきではないかというご質問でございます。

今回の労働者派遣法の改正案要綱におきましては、日雇派遣、製造業務への派遣の原則禁止などによりまして、派遣労働者の保護及び雇用の安定を図ろうとしているところでございますが、常用型の派遣や専門二十六業務は原則禁止の例外となっております。その背景といたしましては、派遣切りの発生、偽装請負等の法違反事案の顕在化など、派遣労働者の雇用の安定に大きな課題が生じてきたことによるところと認識をしております。そのため、国におきましては、労働政策審議会に今後の労働者派遣制度のあり方について諮問がなされ、昨年十月から公・労・使委員から成る労働政策審議会労働力需給制度部会において、労働者派遣制度の労働市場における役割、現行制度の問題点や具体的な対応について九回にわたり議論されたと聞いています。

雇用の安定上問題が多い短期の派遣労働者についてでございますが、本県における派遣事業所に登録をしておられる一年未満の短期の派遣労働者数は、平成二十年度で約一万二千人、全国で第三十三位でございますが、これは全国の登録者数の〇・四%と、全国に対する比率は大きくはございませんけども、一万人を超えております。今回の派遣法の改正によりまして、派遣労働者の一年を超える常用雇用化に資することにはなるとは思いますが、派遣労働者にどれだけの効果があるかを注視しながら、県として雇用の安定のための施策を開拓してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安井宏一） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ご答弁いただきましてありがとうございます。何点か質問をさせていただきたいと思います。

森林の関係なんですけれども、いろいろな関係者の方、市町村にも意見を聞いた、パブリックコメントも行われたということで言われておりますが、パブリックコメント、聞きましたら一件しか回答がなかったというふうに聞いているんです。私はこの問題を取り上げるに当たりまして、住んでいる場所が南部のほうではありませんので、あまり地元の人たちはこの林業の問題、関心がないかと思っていろいろ聞きましたら、本当に皆さん、今奈良の山が大変になっているということに物すごい深い関心を持っているということがわかりました。これを実現するにはやはり十分、関係者、小さい山持ちの皆さん、働いている山林労働者の皆さん、いろんな方の声をくみ上げてしていかないと、本当に実効のあるものにはならないんじゃないかなというふうに思っております。その点でやはり具体化するに当たって十二分にもっと声を聞くという点で、もう一度、どんなふうにお考えになっているのか、その点をお尋ねしたいというふうに思います。

住宅リフォームにつきましては、今年度新たに一步前進の政策をしていただいておりますが、今後一定の効果を見て、現在、新築の住宅しか県産材の場合の助成がありませんけれども、住宅リフォームも検討していただけるということですので、ぜひそれにつきましては推移を見守っていただきまして、非常にニーズは高いというふうに思っております。ですから、それはぜひ実現していただきたいというふうに思っております。この点は要望しておきたいというふうに思います。

それから、ヤマトハイミールの問題でお尋ねをしたいというふうに思います。法的には全部、裁判の関係で言いますと問題ないという結果にはなっているんですけども、私は、代理人が、県の側が県の職員の方に委任をする、組合の連帯保証人の方も県の職員に委任をするという、そういうことというのは非常におかしいんじゃないかなというふうに思っているわけです。ちょっと調べましたら、委任が許されない場合というので、遺言は契約ではないので委任というのはだめだと。それから、尊厳死の宣言をするのも、これも委任はできないということなんです。それ以外の大抵のものの公正証書は、相手との契約の締結を内容とするものだから代理人を立てることができるというふうになっていますけれども、ただし、事の性質上で契約の相手を自分の代理人にすることはできないというふうに、私の調べた資料ではそんなふうに書かれているわけです。ということは、県の職員にヤマトハイミールの側が委任をするということは、それは契約の相手と代理人で委任しているというふうに思うわけですけれども、その点についてはどんなふうに解釈をしたらいいのか。私は、県がつくった組合だったらこれで別に問題はないわけですけれども、これは協業組合で、県がつくった組合ではないというふうに思っているわけですが、そのあたりは一体どうなっているのか、その点についてもう一度お考えをお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、平和の問題です。平和の問題につきましては、米軍機の問題、ちょっと紹介させていただきましたけれども、高知県沖で前にF A一八の米軍の墜落事故がありまして、その調査報告の中で、米軍機の目的として、低高度で行う模擬対地訓練が含まれていたということが明らかになっているということです。当時、基地を持つ全国十四の都道府県で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会というところでは、そんな訓練を行わないようという緊急要望が出されているということなんすけれども、要は、低空飛行をしながら目的を決めて、そこを交戦の場所として訓練をしているというようなのが報告の中になりますので、これは本当に大変危険なことではないかというふうに思っているわけです。ぜひそうした点で再度、情報はそれしかなかったわけですけれども、少しでも情報があればきちっとやっぱり対応していただきたいという点は、強く要望しておきたいというふうに思います。

○議長（安井宏一）　荒井知事。

◎知事（荒井正吾）　森林条例に関係いたしまして、これから森林の保存と活用の実行に当たって、関係者の声を十分聞くようにというご意見でございます。もちろん関係者の声を聞くのは当然のことですが、森林におきます関係者の声を聞く場合の課題といいますか、問題点として私が認識しておりますのは、関係者といいました場合の私有林でございますが、持ち主と森林組合などの管理者と森林従事者と、それを搬出して受ける方々、森林をめぐる関係者の利害が対立しているんじゃないかなというふうに感じております。対立している意見をそれぞれ聞いて、それにいいように実行するという道を探つてつくっていかないかいけないというのが、この森林条例をつくって目標を定めて、それに向かって関係者が理解してもらうという、森林条例の一番大きな意味はそういうところにあります。関係者の声を聞くと、真摯な本音を言っていただくと、利害が対立していることはよくわかるといったような段階に実はなってくるわけでございますが、対立を超えて、奈良の大事な森林をどのように守るのかということに一步大きく踏み出そうとしております森林条例でございますので、声を聞くとともに、県も森林条例の精神に沿って、関係者の利害がうまく調整されて、いいほうに向かうように努めていかないかいけないと、そういう気持ちでございます。

それから、ヤマトハイミールに関して、団体職員と県職員との委任関係についてのお問い合わせがございました。事実関係を詳細に把握しているわけではございませんが、問題点としてご指摘のありました点は、団体あるいは貸付先と貸付元の利害が対立するときに、双方代理という形の、双方の利益に反する者が、反する事情にもかかわらず同じ元から委任されると、双方に委任されるということは、双方代理というような概念で忌避すべきものとされているというふうに総論的には理解しておりますが、このケースがそのようなものであったかどうかというのは、大変複雑な法律関係ということになるかもしれません

せんので、私、今この場での知識は十分でございませんが、その事実関係を含めて調べたいと思います。

それから、平和問題で、F A一八、米海軍の飛行機だと思いますが、低高度の訓練は、私の記憶では、相模のような陸地の米海軍の訓練発着を出して、できるだけ洋上で低空、航空母艦への離発着訓練を行われるわけでございますが、場合によっては島のタッチ・アンド・ゴーという、地面にさわってまた上がるという訓練が行われるわけですけれども、陸地の上で行わないように、基本的にその後なってきているように記憶しております。できるだけ洋上、あるいは島のような離発着訓練施設で行うようになってきていると思いますが、したがって、低空飛行の件数は大幅に減ってきてているように思いますが、事実の確認と、今後発生するかどうかということについては、注意を怠らないようにしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安井宏一） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ありがとうございます。

ヤマトハイミールの件なんですけれども、この問題で私もずっとここ九年ぐらい、この問題、いろいろかかわって見てまいりました。その中で、一つ一つがおかしいなと思うことが常にございました。一番最初、そしたらどこから構想が出発したのかという点で、当時なかなか資料を出していただけなかったんですけれども、書類の日にちだけはっきり教えていただきたいということで、ずっと貸付けフローの一覧をしていただきましたときに、本来組合が申請をして始まるべき中身が、組合の申請からではなくて県のところからそれが始まっていたというようなのがありますと、大変疑問を感じてきたということがあります。

それから、八回の償還条件の変更が、平成十三年に県が請求する前に行われていたわけですけれども、このときも、平成十年以降は組合の決算状況とかそういうのが提出されないままに条件変更が、国ほうも認めたという形でされていたという、こうした点も非常に私はおかしいなと感じてまいりました。平成十三年に県ほうは初めて組合のほうに請求を行ったわけですけれども、その行ったことに対して返済がなかったと。返済がない場合は一括請求を求めたり、担保が切れていれば増担保を求めたり、連帯保証人への請求を求めたりというのが貸付けの約束の中にあるわけですので、それを直ちに行うべきではなかったかと思うわけですけれども、それもやっと平成十九年になって、連帯保証人の人がびっくりしたというような請求が行われたということを言われておりますと、何でその間に六年間もの歳月が必要であったのかという、そうした点も非常に不可解な内容ではないかというふうに常々感じているわけです。

ですから、最初のスタートがボタンのかけ違いで始まって、いよいよ最後になって、二十億円貸したのに六千百数十万円しか返ってこないというような、今結果的なところにな

っているわけです。やはりもとは税金から始まっておりまして、県民も非常にこのことについてでは関心を持っておりますので、県がどういう対応をするかというのは非常に皆さん、関心を持っておられるのではないかというふうに思うわけですけれども、私は、知事といたしまして努力をしていただいて、その辺の事実関係をもう一回確認をしていただいて、皆さんには、それだったらしょうがないな、やむを得ないな、やるだけのことをしていただいたなというふうに納得できるような状況でありますから問題ないかと思うんですが、返済がない間も、BSE対策で一億三千万円ものお金を助成したりというようなことをされておりまして、そうした点では、やはり知事の監査請求という意味で、もう一度知事のその点でのご意見をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（安井宏一） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 事実関係を明らかにして、納得感の提供といいますか、納得感が出るようにすべきだと、そのための監査請求であるというふうに承りました。ご趣旨は承りましたが、監査請求制度と今までの経緯から考えて、改めてのお答えになりますが、地方自治法第百九十九条に監査の請求できる根拠がございます。第六項でございますが、その前に、前項第一項で、監査委員は事業の管理を監査するという基本的な権限がございまして、県の県会議員も入っていただきます監査委員で既に監査の行われている部分でございます。経緯ということでございまして、今のところ特別監査の請求をする必要はないものと考えております。

○議長（安井宏一） しばらく休憩します。